

令和6年度

なはSDGs推進事業（多様なつながり地域づくり）

業務委託 企画提案募集要項

1 目的

SDGs 達成につながる協働の活動を創出し、社会課題の解決や社会価値の向上又は創造によって、持続可能な地域社会の実現を目指します。

本事業は、SDGs の幅広い分野の中において、本市の地域住民や地域コミュニティをステークホルダーに加えた協働活動の仕組みづくりを目指すものです。

対象ゴールは、下記の6つとします。

[SDGs ゴール 11] 住み続けられるまちづくりを

[SDGs ゴール 4] 質の高い教育をみんなに

[SDGs ゴール 12] つくる責任つかう責任

[SDGs ゴール 10] 人や国の不平等をなくそう

[SDGs ゴール 16] 平和と公正をすべての人に

[SDGs ゴール 17] パートナリーシップで目標を達成しよう

2 背景

本市では、令和4年に那覇市SDGs推進方針を策定し、多様なステークホルダー（市、市民、民間企業、NPOなど）がSDGsを自分ごととして捉え、連携・協働しながら推進していく、としています。

昨今の物価高や戦争、自然災害による市民生活の悪化など、SDGs達成は地域レベルから地球レベルまで、より喫緊の課題となっている。持続する社会のための持続する活動は、地域社会の共感を集め、支持されることが重要であり、限りある公的資金を最大限に活用するための民間資金、すなわち市民による課題の自分ごと化と、成果と連動した社会的投資、資金循環が必要です。

よって、持続する魅力ある「なは」の実現のため、企業など多様な主体を地域の力に巻き込み、SDGsのなかでも特に力をいれるべきゴール、なはらしさの模索も行いながら、まちづくりのバージョンアップを図っていくこととします。

本事業はSDGs達成を目指す持続的な地域社会のための協働活動スタートアップ支援事業及び新たな資金循環の仕組みづくり検討事業と位置づけます。

3 募集方法

事業の実施については、SDGs推進や市民活動、協働推進に対しての知見があり、資金循環スキームの提案ができる知識と経験、ネットワーク、コーディネート力がある団体を選定し委託するため、企画提案方式（プロポーザル）により募集します。

4 委託期間

契約締結日（令和6年5月初旬）から令和7年3月31日まで

5 実施場所

なは市民協働プラザ（那覇市銘苅 2-3-1）や市公共施設、オンライン等

6 委託業務概

- (1) SDGs 推進にあたっての SDGs 啓発イベントの開催
- (2) SDGs コーディネーターの配置
- (3) 助成事業の募集及び伴走支援
- (4) (3)実施にあたり「SDGs 助成事業選考会」を設置
- (5) 円卓会議の実施
- (6) SDGs につながる活動の資金循環方法として、SIB(ソーシャルインパクトボンド)導入の検討を図る。

※ SIB (Social Impact Bond) とは、行政機関と成果(アウトカム)指標をあらかじめ設定した上で契約等を交わした民間団体が実施するサービスの成果に対して、行政が設定した指標に応じた支払いをする事業スキームのことです。

7 委託業務詳細

別紙仕様書のとおり

8 委託料上限額

5,940,000円（消費税及び地方消費税含む）

※ 企画提案公募のために提示する参考金額であり、契約額ではありません。

9 経費の対象

提案する業務を実施するために必要な次の経費

- ・人件費、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、使用料及び賃借料、備品購入費等（詳細は別紙仕様書のとおり）

10 応募資格の要件

プロポーザルに参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていることとします。

- (1) 沖縄県内に法人登記があること
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと
- (3) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日にもおいても、本市の定める

指名基準により指名停止を受けていないこと

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと
- (5) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと
- (6) 申込みをしようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条及び那覇市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと
- (7) 市町村税の滞納がないこと
- (8) SDGs 推進や市民活動、協働推進に対しての知見があり、SIB 資金循環スキームの提案ができる知識と経験、ネットワーク、コーディネート力を有する者
- (9) 事業計画の遂行に必要な組織・人員を有し、十分な遂行体制がとれること

11 協力連携事業者

本委託事業においては、他に協力できる事業者と連携して業務を行うことができます。この場合、協力連携事業者は上記「9 応募資格の要件」の(2)から(7)までの要件を満たすものとします。協力連携事業者が複数の参加者の協力連携事業者となることは認めません。また、本企画の応募者は他の応募者の協力連携事業者になることはできません。

12 応募手続き等

(1) スケジュール

・公募開始	2024 年（令和 6 年）	4 月 1 日（月）頃
・事業説明会	〃	4 月 9 日（火）15 時～※要申込
・質問書の提出期限	〃	4 月 15 日（月）
・質問への回答	〃	4 月 19 日（金）
・企画提案書の提出期限	〃	4 月 24 日（水）17 時まで
・プレゼンテーション審査	〃	4 月 30 日（火）15 時頃～
・審査結果の通知	〃	5 月 1 日（木）頃
・契約	〃	5 月初旬頃

(2) 優先交渉権者選定までの流れ

- ① 応募資格を有する者より企画提案書を受取り、プレゼンテーション審査を実施します。
- ② プレゼンテーション審査を行い、最も評価の高い者を優先交渉権者に選定します。
- ③ 優先交渉権者と契約に向けた協議を行い、協議が整った場合契約を締結します。協議が整わなかった場合は、次点者との協議に順次移るものとします。
- ④ 募集要項・申請書様式等は、市ホームページよりダウンロードしてください。

(3) 事業説明会

- ① 日時：令和6年4月9日（火）15時～16時半
- ② 場所：なは市民活動支援センター 研修室2
（那覇市銘苅2丁目3番1号 なは市民協働プラザ 2階）
まちづくり協働推進課 098-861-5024
- ③ その他
 - ・参加希望の場合は、事前にお申し込みください（メール又は電話）。
 - ・本募集要項及び仕様書等は、各自で印刷してご持参ください。
 - ・事業説明会での質疑事項等については、市ホームページに掲載します。

(4) 質問書の提出

募集要項及び仕様書等に質問がある場合は、「質問書」（様式1）を提出してください。

- ① 提出期限：令和6年4月15日（月）
- ② 提出方法：メールで送付してください。C-KATU005@city.naha.lg.jp
- ③ 回 答：令和6年4月19日（金）までに市ホームページ上で回答します。

(5) 企画提案書等の提出

①提出書類

- 1) 企画提案書提出届（様式2）
- 2) 企画提案書（任意様式）

用紙はA4版で片面印刷とし、20ページ以内で作成すること。

次の項目順に、項目名を明記のうえ記載すること。

1	業務実施方針、スケジュール、実施体制、実績
2	SDGs 啓発イベント等の開催
3	SDGs コーディネーターの配置
4	助成事業の募集及び伴走支援
5	なは SDGs 助成事業選考会の設置・運営
6	円卓会議等の実施
7	SIB 導入の検討
8	広報

- 3) 見積書（任意様式：委託料上限額内で消費税を含んだ金額）
- 4) 実施体制及び業務実績書（様式3）
- 5) 協力連携事業者予定調書（様式4）（協力連携事業者がいる場合に提出）
- 6) 誓約書（様式5）
- 7) 登記事項証明書（全部事項証明）（写し可）
- 8) 市町村税納税証明書（未納のないことの照明）（令和4年中の内容）（写し可）

②提出期限等

提出期限：令和6年4月24日（水）17時（時間厳守）※郵送の場合は当日消印有効

提出場所：なは市民活動支援センター（なは市民協働プラザ2F）

提出方法：直接窓口に提出、もしくは郵送（配達証明付）

提出部数：上記①の1)～5)は、正本1部、副本11部（正本の写し可）の計12部
上記①の6)～8)は、正本1部

13 プレゼンテーション審査の実施

プレゼンテーション及びヒアリングは次のとおり行います。

(1) 審査日時：令和6年4月30日（火）15時頃開始予定

審査場所：なは市民協働プラザ2F 会議室①

(2) プレゼンテーション審査の内容

プレゼンテーション（20分以内）

ヒアリング（20分以内）

- ・団体の発表順番は、企画提案書を受け付けた順とします。
- ・企画提案書に沿って説明してください。
- ・プロジェクターを使って説明する場合は、パソコンを持参してください。

14 審査方法

(1) 審査機関

企画提案の審査は、「那覇市協働によるまちづくり推進審議会」にて行います。

(2) 審査項目及び評価基準は、次の表のとおりで点数は105点満点とします。

【 審査項目及び評価基準 】

	審査項目	評価基準
1	業務実施方針、スケジュール、実施体制、実績	・業務の趣旨を理解し、実効性のある実施計画となっているか
2	SDGs 啓発イベント等の開催	・市民、市民活動団体、NPO、企業、行政等多様なステークホルダーを対象に、本市でSDGsを推進する意義や意識を醸成し、仲間づくりにつなげ、協働活動の創出を促進し、かつSDGsにつながる資金循環について考えるキックオフ的な位置づけの内容になっているか
3	SDGs コーディネーターの配置	SDGs に関する多様なステークホルダーからの相談を受け付け、人・モノ・金などの資源と繋ぐコーディネートを行える人物を配置できそうか
4	助成事業の募集及び伴走支援	・SDGs 推進かつSIB 導入に向けたマーケティングの位置づけとなる助成事業を募集でき、か

		つ応募可能性のある団体への効果的なアプローチが期待できるか ・採択された団体への伴走支援（活動の相談対応、様々な資源を繋げるなどのコーディネート）を十分に行えそうか
5	なほ SDGs 助成事業選考会の設置・運営	SDGs 推進につながる協働活動に対する知見を持ち、SIB 導入の可能性について検討できる者を委員として招聘できそうか
6	円卓会議等の実施	多様なステークホルダーによる課題の見える化及び協働体制の構築を目的とした円卓会議及び SIB 導入が可能かを考える円卓会議を開催し、さらに市関係課含めた SIB 導入検討会議を開催できそうか
7	SIB 導入の検討	・SDGs につながる活動のための資金循環方法としての SIB（ソーシャルインパクトボンド）導入の検討を図るため、先進自治体の事例を調査し、導入にかかる費用の積算や関係機関との調整・取りまとめができそうか ・本市で SIB を導入する場合のスキームを立案し、手法実現に向けてのロードマップを作成できそうか
8	広報	市民、市民活動団体、NPO、企業等多様なステークホルダーを対象に、SDGs 啓発イベント、SDGs コーディネーター配置、助成事業募集、円卓会議実施について、効果的な広報を行えそうか
9	見積額	提案上限額を見積額が下回った場合に段階的に加点する。提案上限額と同額の場合は 1 点を付与し、提案上限額との差が 59,400 円（提案上限額 5,940,000 円×5%÷5 点）毎に価格点 1 点を付与する。なお、見積額が 5,761,799 円以下の場合、価格点の上限 5 点を付与する。

15 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その事業者の提案は無効とします。

- (1) 提案に参加する資格がない者が提案したとき
- (2) 書類等に虚偽の記載のあるとき
- (3) 所定の日時及び場所に提案書等を提出しないとき
- (4) その他、本企画提案に関する条件に違反したとき

16 審査結果の通知・公表

審査の結果については、優先交渉権者の選定後、すべての提案者へ電子メールにて通知するとともに、優先交渉権者名と次点者名を那覇市ホームページにて公表します。公表予定日：令和6年5月1日（水）

17 契約締結に向けての協議

- (1) 契約締結に向けて、優先交渉権者と協議を行います。優先交渉権者の選定をもって優先交渉権者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではありません。審査結果に影響の与えない必要な範囲内において、企画提案書や見積書の項目の追加、変更、削除を協議したうえで、本契約の仕様を確定させるものとします。
- (2) 協議が成立した場合は、契約に向けて手続きを進めるものとし、協議後の企画提案に係る費用の見積書を改めて提出していただきます。
- (3) 協議が合意に至らなかった場合は、次点者と順次、協議に入るものとします。

18 契約に関する基本事項

- (1) 契約保証金 免除する（那覇市契約規則第30条第9号に基づく）
- (2) 契約代金の支払い方法 業務完了後に一括して支払います
(ただし、協議の上の概算払いは可能です)

19 その他

- (1) 提案書類の作成・提出及びプレゼンテーション等に係る費用は、提案者の負担とします。
- (2) 提出された書類の返却はいたしません。
- (3) 提出された書類等の著作権は参加者に帰属しますが、那覇市情報公開条例に基づく公開請求により、公開する場合があります。

20 連絡先

〒900-0004 那覇市銘苅2丁目3番1号 なは市民協働プラザ2階
那覇市役所 市民文化部 まちづくり協働推進課
なは市民活動支援センターグループ
担当：山田、渡嘉敷
電話：(098)861-5024
Email：C-KATU005@city.naha.lg.jp